

事務連絡
令和2年2月13日

障害者就労支援施設 各位

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
岐阜県セルフ支援センター所長

出店販売施設募集について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は当センターの事業推進に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、下記内容の販売イベントが開催されます。つきましては、出店販売施設を募集しますので、出店を希望される場合は期日までにFAXにてお申し込みください。

記

イベント名	県庁昼食販売【令和2年4～6月開催分】
出店施設数	1施設
販売日時	*開催日 4月…2日、9日、16日、23日、30日 5月…7日、14日、21日、28日 6月…4日、11日、18日、25日 ※各日すべて木曜日 *販売時間 11:30～13:00
場 所	岐阜県庁1F 食堂前ホール
申 込 切	令和2年2月28日（金）必着
備 考	販売物は、昼食になりえる物（パン等）に限ります。

◎コンプライアンス（法令遵守）

- ・価格表示をすること。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称PL法）が適用されます。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」、「家庭用品品質表示法」等の必要な表示を行うこと。

※食品表示法については、2020年4月から新法に基づく表示に完全移行します。ご参考までに下記をご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180518_0001.pdf

（消費者庁〈事業者向け〉食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドラインから

引用)

当センターでは、2020年4月から新法に基づく表示に対応できていない施設の出店はできませんのでご承知おき下さい。

◎お申し込み方法

・イベントは添付書類『2020年度イベント出店申込書』に必要事項をご記入のうえ、申込〆切日までに下記の番号にFAXしてください。

※別添『2020年度イベント出店申込書』の出店日の欄には、出店希望日に○をつけて下さい。

FAX番号 058-275-4888

◎販売方法について

各施設の販売員による対面販売、個別会計でお願いします。

◎利用料徴収について

当センターより斡旋を受け、販売を実施した際、当センター設置規則第5条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。

◎出店確定の連絡について

出店の可否については応募施設すべてにFAXで連絡をさせていただきます。ご不明な場合は事務局担当者までお問い合わせください。

❖お問い合わせ先❖

岐阜県社会福祉協議会・岐阜県セルフ支援センター

TEL 058-273-1111 (内線: 2526)

FAX 058-275-4888

担当: 飯田

2020年度イベント出店申込書

イベント名	県庁昼食販売【令和2年4～6月開催分】				
出店日	4月……2日、9日、16日、23日、30日 5月……7日、14日、21日、28日 6月……4日、11日、18日、25日 ※各日すべて木曜日			希望日に○をつけて下さい。	
施設名	【施設名】 【住所】				
連絡先	TEL ()		FAX ()		
	記入者名 ()				
販売員	合計_____名 (当日販売責任者名: _____) 【内訳】①職員_____名 ②利用者_____名 ③その他_____名 (うち車いす利用者_____名)				
販売内容 (冷蔵庫等の備品はセルフ支援センターで準備できません。予めご了承ください。		商品名	単価(税込)	個数	加工食品の食品表示 (2020年4月時点)
	1		@		新法・旧法
	2		@		新法・旧法
	3		@		新法・旧法
	4		@		新法・旧法
	5		@		新法・旧法
	6		@		新法・旧法
	7		@		新法・旧法
	8		@		新法・旧法
	9		@		新法・旧法
	10		@		新法・旧法
特記事項	※販売促進の行為等があれば記入してください。				

岐阜県セルフ支援センター行き
FAX 058-275-4888